

## 輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません

○事業者は、毎年度、

- ・輸送の安全に関する基本方針
  - ・輸送の安全に関する目標（例えば事故件数等）及び目標の達成状況
  - ・事業用自動車の事故に関する情報（総件数及び類型別の事故件数）
- 等を公表しなければなりません。

○また、事業者は、輸送の安全に係る処分を受けた場合には、

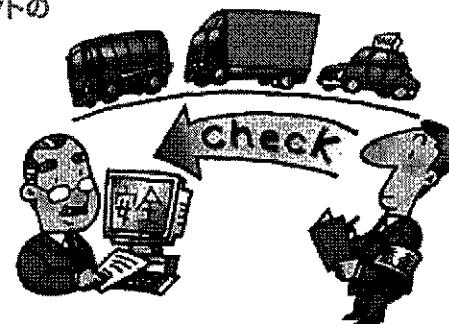
- ・当該処分の内容
- ・講じた措置
- ・講じようとする措置

について、随時、公表しなければなりません。

※公表の手段・方法については、会社のホームページへの掲載、営業所など利用者の出入りのある施設での掲示などにより行ってください。

国土交通省では、運輸安全マネジメントの  
浸透・定着を図るため、  
取り組み状況のチェック（評価監査）  
を行います。

事業者の規模別に定められた、  
「安全管理の実施に当たっての手引き」  
に基づいて、基本方針や目標を定めるなどして、  
運輸安全マネジメントについて十分な取り組みが  
行われているかどうかチェックします。



評価の実施  
予定期間は

安全管理規程作成等の義務のある事業者  
平成19年1月より  
平成19年4月より

その他の事業者

\*事業用自動車の保有車両数が、以下に示す数以上の事業者の皆さんには、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出の義務付けがなされます。

- 貨物自動車運送事業（被けん引自動車を除く）………300両
- 旅客自動車運送事業（一般乗用を除く）……………200両
- 一般乗用旅客自動車運送事業……………300両



国土交通省 貨物自動車運送課  
電話番号: 03-5253-8578  
郵便番号: 102-8558  
北陸道運輸局 貨物車両課  
電話番号: 026-290-2745, 2741, 2742  
東北道運輸局 貨物車両課  
電話番号: 024-701-7581, 7520, 7530  
北陸道運輸局 貨物車両課  
電話番号: 025-244-7573  
関東道運輸局 貨物車両課  
電話番号: 034-211-2246, 7246  
北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州の各管轄局の電話番号下4桁は、頂に貨物課（トラック関係）、旅客第1課（バス関係）、旅客第2課（タクシー関係）の番号です。

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州の各管轄局の電話番号下4桁は、頂に貨物課（トラック関係）、旅客第1課（バス関係）、旅客第2課（タクシー関係）の番号です。

# 運輸安全マネジメント の導入について

すべての事業者が「輸送の安全性の向上」を行います



平成18年10月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部を改正する法律が施行されます。

「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施行により、事業経営者の安全確保義務が明確にされました。

すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要なことを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

国土交通省 自動車交通局

平成18年10月から、すべての運送事業者は、運輸安全マネジメントの導入により、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。



## 運輸安全マネジメントとは？

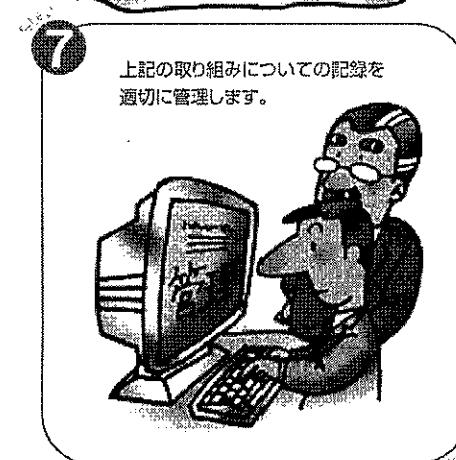
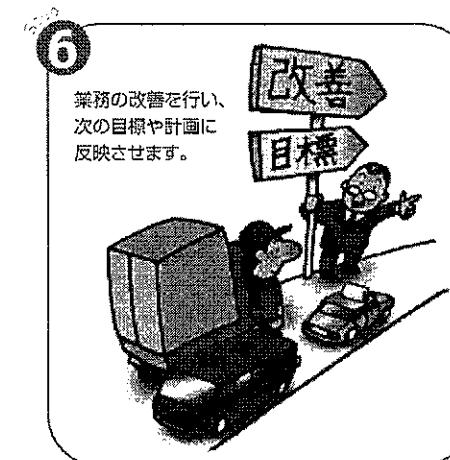
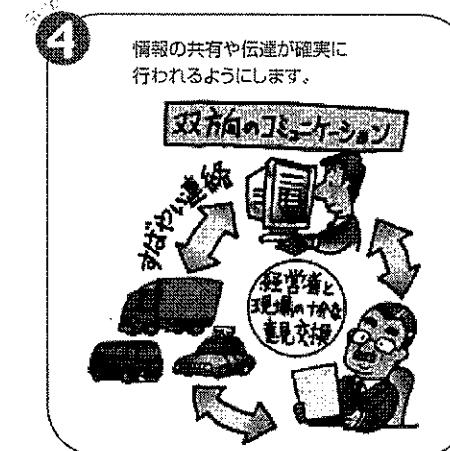
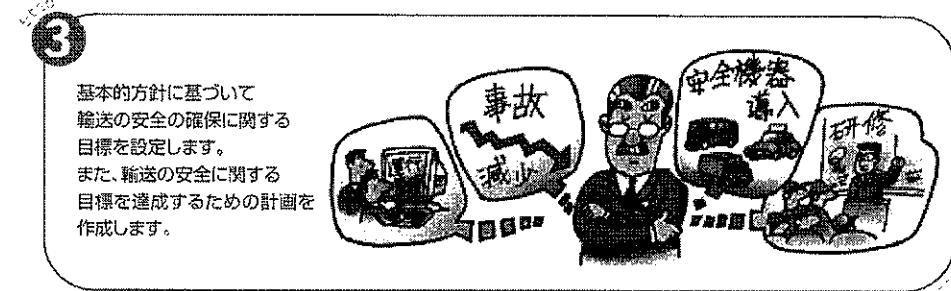
- 1 安全性の向上のための計画を作成し
- 2 計画に基づく安全対策を実施して
- 3 実施したことにによる効果を評価して
- 4 改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する

という手順を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

具体的には…

輸送の安全に関する取り組みが必要になります

次の7項目について取り組みを行います



### **資料3－3 警察庁関係**

# 安全運転管理者制度とは

## 制度の趣旨

事業所における自動車の安全な運転を確保するため、必要な業務を行う責任者を選任するもの



## 安全運転管理者の選任が必要な事業所

5台以上<sup>(※)</sup>の自動車を使用する事業所

運行管理者の選任義務がある自動車運送事業者等は対象外

※ 自動二輪車は10台以上、乗車定員11人以上の自動車は1台以上

## 安全運転管理者の業務

- ・ 運転者に対する交通安全教育
- ・ 運転者の適性等の把握
- ・ 運行計画の作成
- ・ 長距離運転や夜間運転の交替運転者の配置
- ・ 異常気象時等の安全運転を確保するための措置
- ・ 点呼・日常点検による安全運転の確保
- ・ 運転日誌を備付け記録させる
- ・ 安全運転の指導

## 現状

選任事業所数 33万7,717か所

選任事業所の交通事故件数 9万4,932件

選任事業所の交通死亡事故件数 682件

※ 事業所数は平成19年3月末、事故件数は平成18年の数である。

# 安全運転管理者の育成・指導

## 安全運転管理者等に対する講習

- 都道府県公安委員会が実施
- 受講頻度…年1回
- 講習時間…約6時間
- 講習内容
  - ・ 道路交通の現状と交通事故の実態
  - ・ 法令の知識
  - ・ 安全運転のための知識
  - ・ 安全運転管理についての心構えと方法
  - ・ 交通事故と賠償

運転シミュレータの活用等により効果的な講習を実施

## 警察と連携した安全運転への取組み

- 事故防止コンクール等の開催  
安全運転管理者を選任している事業所を対象に、無事故を競うコンクールを実施
- 体験講習会等の開催  
年1回の講習に加えて、安全運転管理者を対象に飲酒運転の疑似体験講習会等の講習会を開催

## 安全運転管理者等に対する指導

- 交通死亡事故等発生時の指導  
事業所において交通死亡事故が発生した場合等に、警察署に安全運転管理者等を招致するなどして、再発防止等の指導
- 安全運転管理者等の解任命令

## **資料3-4 走行前点呼關係**